

令和 2 年 11 月 2 日

総合政策局参事官(国際物流)室

## 日本式コールドチェーン物流サービス規格の ASEAN への 普及に向けた議論を開始します

～第 1 回コールドチェーン物流サービス規格(JSA-S1004)に関する普及検討委員会の開催～

国土交通省は、本年 6 月に発行された事業者間(BtoB)におけるコールドチェーン物流サービス規格(JSA-S1004)の ASEAN への普及を図るため、関係省庁、関係団体、物流事業者等で構成される標記委員会を設置し、第 1 回会合を 11 月 5 日に開催します。

近年、ASEAN では、所得の向上に伴い食生活が多様化し、流通段階におけるコールドチェーン物流の需要が高まっています。

一方、現状では質の高いコールドチェーン物流サービスを提供できる現地の物流事業者はまだ少なく、コストは低いものの温度管理が不十分なサービスが散見され、健康被害や輸送途中での食料廃棄が問題となるほか、消費者や荷主のサービス品質への信頼が得られず、コールドチェーン物流サービス自体が市場で定着しにくくなることが懸念されています。

こうした状況を踏まえ、我が国は、平成 29 年 7 月に閣議決定した「総合物流施策大綱(2017 年度～2020 年度)」において、我が国の物流事業者が高まるアジア諸国の物流需要を取り込むために、日本式コールドチェーン物流サービスの国際標準化や普及を重要施策の一つとして位置づけ、取組を進めてきました。

上記取組の成果として、本年 6 月に一般財団法人日本規格協会のコールドチェーン物流サービス規格(JSA-S1004<sup>\*1</sup>)が発行されたことを踏まえ、国土交通省は、標記委員会を設置し、同規格を ASEAN 地域に効果的に普及するための戦略等について議論します。

本規格の普及により、日本の物流事業者のコールドチェーン物流サービスの品質が適切に評価され、国際競争力が高まるとともに、ASEAN 各国における市場の健全な発達に寄与することが期待されます。

### <第 1 回コールドチェーン物流サービス規格(JSA-S1004)に関する普及検討委員会>

1. 日 時 : 令和 2 年 11 月 5 日(木) 14:00～15:30
2. 場 所 : AP 虎ノ門 (NS 虎ノ門ビル(日本酒造虎ノ門ビル)11 階 B 会議室)
3. 議 題 : 本事業の趣旨・進め方について
4. 委 員 : 別紙のとおり
5. その他 :
  - ・ 会議は冒頭挨拶まで公開します。

- ・ カメラ撮りを希望される場合は、11月4日(水)16時までに、氏名、所属、連絡先等を次の登録先までメールにてご登録ください。

登録先:hqt-intl-logistics★mlit.go.jp ※「★」を「@」に置き換えてください。

- ・ 当日は、マスク着用の上、13:50 までに上記会場にお越しください。
- ・ 当日の配布資料等については、後日、国土交通省ホームページに掲載します。

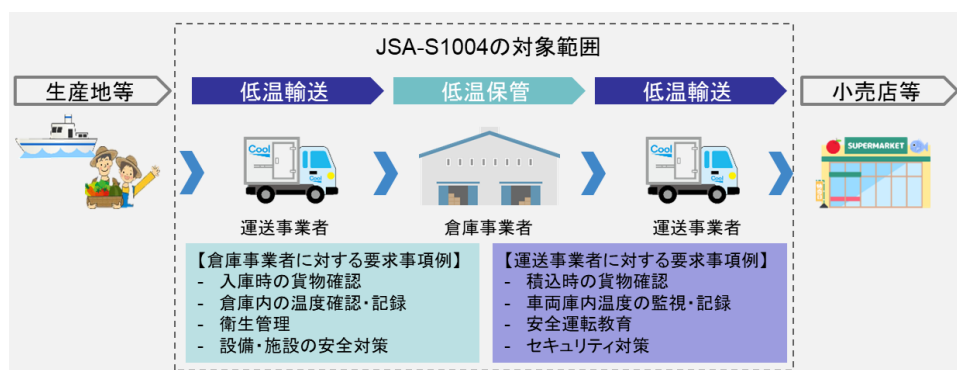
#### ※1 JSA-S1004

日 ASEAN 交通連携の枠組みのもと、平成 30 年 11 月に開催された日 ASEAN 交通大臣会合にて承認された「日 ASEAN コールドチェーン物流ガイドライン」をベースに作成された日本の民間規格。ASEAN 諸国での普及を前提として日本語と英語の2カ国語で作成され、ASEAN 諸国において倉庫事業者及び運送事業者が低温保管及び低温輸送に関する作業を行うに当たって考慮すべき事項が盛り込まれている。

#### 正式名称

「コールドチェーン物流サービスー低温保管サービス及び低温輸送サービスに関する要求事項」

(Cold chain logistics services -Requirements for low temperature storage services and low temperature transport services)



対象範囲および主な規格内容

#### 参考

本規格の普及を促進するために必要な認証体制の整備については、一般財団法人運輸総合研究所において、今年度、認証機関が事業者を適切かつ公正に審査するためのガイドライン策定に向けた検討を行う予定であり、本委員会と相互に連携して進めていきます。

#### 【お問い合わせ先】

総合政策局参事官(国際物流)室 高橋、大友、木下

代表:03-5253-8111(内線 25404、25427、25425)

直通:03-5253-8800 FAX:03-5253-1559